

7宗監第196号
令和8年4月6日

宗像市長 伊豆 美沙子 様
宗像市議会議長 岡本 陽子 様

宗像市監査委員 山下 稔
宗像市監査委員 北崎 正則



財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告する。

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

【社会福祉法人宗像市社会福祉協議会】

宗像市監査委員

第1 監査の概要

1 監査対象団体及び所管部署

監査対象団体	所管部署
社会福祉法人宗像市社会福祉協議会	健康福祉部福祉政策課 健康福祉部高齢者支援課

2 監査の範囲

(1) 監査対象年度：令和6年度

(2) 監査対象事項：宗像市社会福祉協議会運営費補助金及び宗像市大島福祉センターの指定管理に係る事務の執行

(3) 補助金額及び指定管理料

監査対象事項	支払金額	所管課
宗像市社会福祉協議会運営費補助金	80,243,000円	福祉政策課
宗像市大島福祉センター指定管理料	17,934,910円	高齢者支援課

3 監査の着眼点

【所管部署関係】

(1) 財政援助団体監査

ア 補助金及びその他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。

オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

【団体関係】

(1) 財政援助団体監査

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の保存は適切か。
- オ 補助金等に係る会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 会則、規則、規程等は整備されているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用し、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

4 監査の実施

(1) 令和7年9月26日

市長及び団体へ監査を実施する旨の通知及び監査事項に係る書類提出を依頼

(2) 令和7年10月14日～令和7年11月21日

提出された書類の審査

(3) 令和7年11月19日

所管部署職員の意見聴取

(4) 令和7年11月19日及び令和7年11月21日

団体における実地監査

- (5) 令和8年1月27日
所管部署職員の意見聴取（追加）

第2 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

【団体の概要】

名 称	社会福祉法人宗像市社会福祉協議会
所在地	宗像市久原180番地
設立年	昭和45年
代表者	会長 吉田 善仁

【設立の沿革】

- 昭和34年5月 任意団体として宗像町社会福祉協議会が発足
昭和45年7月 社会福祉法人として認可
平成15年3月 玄海町社会福祉協議会と合併
平成17年3月 大島村社会福祉協議会と合併

【設立の目的】

宗像市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。（定款第1条）

【事業の内容】（定款第2条）

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連携
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 福祉サービス利用援助事業
- (9) 居宅介護等事業の経営
- (10) 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス事業の経営
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び相談支援事業
- (13) 保育所等訪問支援事業
- (14) 障害福祉サービス事業の経営
- (15) 障害者地域生活支援事業
- (16) 障害者総合支援法及び児童福祉法による相談支援事業

- (17) 基幹相談支援センター事業
- (18) 障害者虐待防止センター事業
- (19) 法人後見制度に関わる事業
- (20) 地域福祉権利擁護事業
- (21) 生活福祉資金貸付事業
- (22) 心配ごと相談事業
- (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業

【補助金の概要】

- ・補助金の名称：宗像市社会福祉協議会運営費補助金
- ・補助要綱の有無：有り（宗像市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱）
- ・補助の目的：社会福祉法人宗像市社会福祉協議会が実施する事業の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的とする。
- ・補助対象経費：法人運営費（役員報酬、人件費、事務費）、福祉教育事業、心配ごと相談事業、福祉事業助成事業
- ・補助開始年度：昭和45年度
- ・終期年度設定：設定無し
- ・近年の交付実績：令和4年度69,933,000円
令和5年度71,196,250円
令和6年度80,243,000円

【指定管理の概要】

- ・施設の名 称：宗像市大島福祉センター
- ・設置管理条例等：宗像市大島福祉センター条例、宗像市大島福祉センター条例施行規則
- ・設 置 目 的：市民の保健福祉の向上を図るため（条例第1条）
- ・利用料金制：有り
- ・指定管理者の公募：無し
- ・指定管理期間：令和4年4月1日～令和8年3月31日（4年間）
- ・指定管理者名称：社会福祉法人宗像市社会福祉協議会 会長 吉田 善仁
- ・指 定 管 理 料：4年間で68,180千円を上限とする。
- ・支 払 実 績：令和4年度18,217,280円
令和5年度18,768,630円
令和6年度17,934,910円

2 監査の結果

提出された書類に基づき、所管部署職員の意見聴取及び団体の実地における監査を実施した結果、宗像市社会福祉協議会運営費補助金及び宗像市大島福祉センターの指定管理に関する事務事業の執行は、概ね適正に行われていると認められる。

しかしながら、各事務事業に関して、次のとおり改善を要する事項が認められるので、適正な事務処理をされたい。

また、宗像市大島福祉センターの所管課である高齢者支援課は、指定管理者に対する指導及び助言を適切に行いながら改善措置を講じられたい。

【健康福祉部福祉政策課】

- (1) 本市では、社会福祉法第58条の規定に基づき、社会福祉法人を助成するために、宗像市社会福祉法人の助成に関する条例及び同条例施行規則（以下これらを「社福助成条例等」という。）が制定されているが、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対する運営費補助金は、社福助成条例等を根拠とせず、宗像市補助金等交付規則及び宗像市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のみを根拠として交付されている。所管部署職員の意見聴取によれば、これまでの担当職員に社福助成条例等に関する認識が無かったということであるが、速やかに社福助成条例等をふまえた交付手続に改めると同時に、交付要綱の必要な改正をされたい。
- (2) 交付要綱第6条の実績報告について、報告の期限が定められていない。社会福祉法第45条の2第2項の規定により、協議会は6月末には前年度の計算書類及び事業報告書等を作成することから、交付要綱に実績報告の期限に係る規定の整備を検討されたい。

【健康福祉部高齢者支援課】

- (1) 宗像市大島福祉センターの利用料金の設定について、地方自治法第244条の2第9項、宗像市大島福祉センター条例第12条第2項及び宗像市大島福祉センターの管理運営に係る基本協定書第8条第2項に規定する利用料金の市長の事前承認がなされていないが、指定管理者（協議会）は条例の別表に定める額（上限額）を利用者から徴収している。条例に定める利用料金とする場合であっても、市長の事前承認を受けるよう事務を適切に実施されたい。
- (2) 宗像市大島福祉センターの管理運営に係る年度協定書第3条第2号において、通所サービス事業の令和6年度指定管理料の上限額を8,619,000円としているが、9,508,910円を協議会へ支払っている。年度協定書で定めた上限額を超える指定管理料を支払う必要があるれば、協議会と協議したうえで年度協定書を変更されたい。
- (3) 宗像市大島福祉センターの管理運営に係る基本協定書第13条第3項に規定する利用の許可等に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準が定められておらず、市への届出がされていないので、事務を適切に実施されたい。